

平成20年度 第3回 特別職報酬等審議会 会議録

議 題	1 追加諮問書提出 2 特別職の報酬について
日 時	平成21年2月19日(木) 午後1時30分から
場 所	寒川町役場 3階 議会第2委員会室
出席者	田中利次、金井恵里可、斉藤正信、鈴木陽三、岸良治、佐藤一夫、藤原一夫、福田恭子
欠席者	前嶋笑子、平井勇一(途中退席)

<議題1> 追加諮問書提出

議会議員の報酬の額についての意見を聴くため、寒川町特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき町長より当審議会へ諮問書を提出した。内容については次のとおり。

寒川町議会議員の報酬月額について(諮問)

このことについて、平成20年10月15日付寒総職第155号で寒川町長及び副町長の給料月額に対し諮問を行い、現在検討していただいておりますが、寒川町議会議員の報酬月額についても、諸般の情勢から検討の必要があると思料いたしますので、寒川町特別職報酬等審議会条例に基づき追加諮問いたします。

<議題2> 特別職の報酬について

委員：前回議事録の確認について、なにか事務局の方からあるか。

事務局：「資料番号2」が議事録である。その中身としては、委員の委嘱、特別職の報酬についてを議題とし、検討した。

【議事録について内容検討、確認を行った。】

委員：では、議題2 特別職等の報酬についてということで、これを議題とする。では、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局より配付資料の説明を行った。】

委員：資料10の一番最後の5市5町のところの、定数19か、18か。

事務局：今は18である。訂正願う。

委員：質問があればどうぞ。

委員：一定の方向性を今回出すのか。

委員：特別職の報酬について、この表を見ればわかるが、町長の方から20%と、町長のマニフェストにある。そうするとそれにつながって、例えば教育長、議長その辺にくると思うが、この辺に対してはどうか。20%をやると議長までひびくのか。それとも議員までか、減額の対象はどこまでか。

事務局：こういったお話も過去から出ているが、今回については、20%については今回の論議の中から除いていただくということである。この中で現行の町長あるいは副町長の給料について今の金額がいろいろな部分で経済状況を含めながら、あるいは住民感情を含めながら妥当なのかという判断というかご論議いただきたい。それに当たっては何を根拠とするかは近隣の状況等を勘案し、今回は20%については除いていただきたい。

委員：標準財政規模が出ている資料があるが、5市5町の市町村の給料か。

委員：資料番号は何番か。

委員：資料番号5番。見方として横に行くというのはどういう意味か。

事務局：縦は市町村長の給料で、標準財政規模が1番高いのが伊勢原市で、給料が96万6千円である。

委員：財政規模から見ての得点表ではなくて。

事務局：単位は百万円である。ですから180億ということになる。

委員：180億に対して、96万6千円ということ。180億に対して96万というのはどの程度なのか。寒川も同じように見たときに比率から見たらどういう風

な、財政規模にあわせた比率を見たときにどのような形になるのか。

事務局：税金といいますか、毎年このぐらいの収入があるだろうと見込まれる標準的な収入が寒川町と伊勢原市と比べたら伊勢原の方が多い。ただ多いから給料がどのくらい高くなる、どのくらい高くなればいいのかというものは、そこまでの関連づけは難しい。つまり財政力があるかどうか、あれば高いといった裏付けと。標準財政規模がいくらだから、いくらで良いといった資料ではない。

委員：どのぐらいの比率になっているかという単純なものである。

事務局：ただいまの質問だが、伊勢原市が標準財政規模に比較すると市長給料が0.0053%である。寒川町については、町長給料と比較して0.0087%である。湯河原は除いて二宮町が0.0150%である。当然給料の幅より標準財政規模の方がキャパがあるので、例えば標準財政規模が倍だったら、町長の給料も倍になるかというところではない。パーセンテージでは、小さな市町村になるにしたがってパーセンテージは増えると思われる。

委員：よろしいか。何か他に意見があれば。

委員：そうすると、公約を除いてこういうデータに基づいて判断をするか、その中で細かい部分で期待値を入れるかという組み方になる。

委員：そうである。そういう風に期待値を考えてくると、これに対して一番問題なのは議員の給料が低い。議長とかはどうなのか。

事務局：一番わかりやすいのは資料6になる。これが先ほど説明をした5町と比較して、町長は高い、議員は安いというようなことで、寒川町5市5町というラインがあるが、交錯している寒川町と5市5町のところが交錯をしている。逆転現象が出ているように風に見える。傾斜の角度はそれぞれ違っているが、数値というか月額が逆転しているのは交錯している部分ということで、この辺で見ると町長が高いのか、議員が低いのかというようなもので、どちらかを上げ下げすればラインはそろってくる。

委員：今回議員が3人辞めたが、その財政的なものを考えた場合は、どのように判断した方がよろしいか。相当財政的には余ってくるというか、極端に言えばそんな感じか。

事務局：単純に議員の相対とすれば3人分が前回よりはあるというような結果である。3人分は余るということです。

委員：これに対しては皆さん方どうですか。一般の職員の年齢からいうとちょっと年齢差がどちらかといえば議員の方が低い。職員と同格ぐらいの報酬がなければいけないじゃないかという案もある。職員の場合は労働時間とかいろいろとあるが、確かに議員にしてみれば残業もついていないようですし、それはそういう性格ではないと思うが、しかし働き方というか、審議しているその中で多少加味してあげなければいけないのかと考えはもっているが、それに対してはどのような考えか。

事務局：職員の部分については、前回の会議でも申し上げたが、人事院勧告で国のベースに合わせ勧告に基づいて一定の見直しをする。今回の特別職の報酬等審議会でご論議いただく部分については、論議される場面がないということで、当審議会でご審議いただいている。

委員：そうすると、報酬審議会というものは議長や議員に対するそういう審議会をあまりしなかったということか。

事務局：先ほどの資料10のところで説明すると、平成2年、3年、4年のところではそれぞれ報酬審議会の方へ諮問して、その答申に基づいて変動してきているような経過だが、平成8年1月1日以降は諮問をしていなかった。その額が現行となっているので、今回ご論議をいただいている。

委員：この時に改定をした理由というものが明確になっているのであれば教えていただきたいのと、それと今後の財政推計というか、我々は民間企業であるので、非常に世界的な不況などでかなり大きな影響が出ている。そういう中で税収に対してもかなり変化が出てくると思う。09年度の4月以降はあまりないと思うが、10年度以降というのは相当税収の部分で影響が出てくると思う。そういう中で、今まではある程度は財政規模が拡大していった中での議員報酬なり、特別職の報酬というのを上げてきたと思うが、それが今、実体経済は相当悪いので、税収もかなり下がる。そういう時の特別職の報酬の位置づけをどう考えていったらいいのか。現時点とこれから先のことも毎年やることもあるが、含めたもので見ていかなければいけないと感じるが。

事務局：平成2年から8年については、正式な書類は今持っていないが、後段の税収の部分については、まさにおっしゃったとおりで、今回も3回目のご審議をお願いしているところで、先ほど申し上げたとおり、当初昨年10月15日に諮問させていただいた時点では、今の状況は全く想定していなかった。今回12月以降の経済状況というものは、前回までのご論議と全く整合性が取れないのかということは事実ですので、その辺を1回目、2回目の論議とこの3回目の経済状況が変わったことで、どう捉えて首長の給料なり、議員の報酬をご判断いただくというのは非常に難しいと思う。そこをどうご判断するか難しいと思

っている。税金も具体的な話については、見通しになるが、09年度においては法人の方をお願いをしている部分については、4%ぐらいを削減をしていかなければということで、これが10年度、11年度という部分で、どの程度更に厳しいのかということは予断を許さない状況だということは十分に理解をしている。

事務局：先ほどの改定理由については、諸般の事情からということで、常に社会情勢を勘案してということを経由としているが、第1回、第2回にも出てきたが、結局は同規模団体の動きを元に、税金が寒川だけ落ちたというのであれば別でしょうけれども、社会情勢が常に連動して動いているので、他市町村との均衡を元に変動しているというのが現状である。要は近隣だとか同規模団体の中で寒川町の位置づけをどこに置くかというような中で改定している。

事務局：それと近隣の状況もあるが、平成8年頃は法人税もピークであったことは確かであり、経済状況が全般的に良かったということで上がってきていると想定できる。

委員：相場で決めていたということか。

委員：資料番号の6だが、このグラフを見て、市平均と町平均を作っているが、市と町で特徴がある。市はわりとなだらかなラインで下がってきているが、町というのは意外と寒川と同じカーブを書いている。そこがどういう理由なのかわからない。市議会議員と町議会議員で何か機能に違いがあるということは考えられるのか。とてもそんなことはないと思う。

委員：基本的に報酬額が違う。

委員：例えば町同士で比べた場合には規模なんかも違うし、それはわかるが。

委員：教育長のところが違う。イメージ的にも。

委員：そうですね。

委員：議員も違う。議長も落差が大きい。

委員：これは、教育長までは特別職でも、ちょっと違うという線か。

事務局：条例上は規定されているので、町長と副町長は一つの条例で、教育長はいわゆる特別職としてではなく、一般職としての条例ということだが、前回にも話をさせていただいたが、今はないけれども収入役は特別職としての位置づけで

あった。収入役と同額というのが一般的な金額と考える。

委員：報酬審議会で決められないのか。データのにはあるが。

委員：私はあまり教育長のことは着目していないが、市町村長と議会副議長、議員というのも、こうやってみるとそんなには変わらないように見えるが、多少違う感じである。

委員：幅がある。市平均と町平均で議長から議員までの間が。

委員：でも、どうでしょうか。議員と市町村長はそんなに違いがないと思いませんか。
1. 8ぐらいじゃないですか。議長がちょっと違いが、多分1. 9か2近くある。これ結局議員の数が少ないから、議長といったときにそれほど重要性が高くない感じなのかもしれない。少ない人の中のトップだから。それを考えるとこれはどうだろうか。前回私が言ったのに申し訳ないが、市町村長と議長、副議長、議員との格差というのはもしかしたら妥当なのか。

委員：これを定数で割ったらもっと下がってくるのか。3人減らしたということは。

委員：これは一人当たりだから関係ない。

委員：単純に金額で比較すると、同じぐらいだが、元々の金額が全く違うので、パーセンテージでいくとかなり開く。

委員：有権者数で議員定数を割るとどうかというところか。全く市と違う。そうすると一人による役割と責任というのは。

委員：何人を代表しているかということになる。

委員：それについて質問しようとしたが、相対人口比率の中で、資料7に出ている相対のここの人口を全部足して、給料も全部足して割り出すと単価が出てきて、単価に寒川の人口を乗じるとどうなるか。

委員：ただ、それをあまり基準にしてしまうとどうか。

委員：基準ではなくて、バロメーターとして考えられないか。大体これぐらいのという。

委員：説明するときに、これを表に出してしまうと、残った選挙に強い議員が沢山分け前をと勘ぐられかねない。

委員：現状の中の市町村の一つの基準の中に、平均値ではこのぐらい、寒川はこのぐらいだと、良い悪いは別として一つの数字の捉え方として見ると良いのではないか。資料9の中の大きい表があるが、それを単純に見ると、議長を1として市町長までが何倍か、いわゆる平均値でいくと37万円というのが議員に対して39万円が副議長で、1.079となる、それで寒川の場合は1.08とかで、これだと大体0.01ぐらいで、議長、副議長は0.01ぐらいなんです。そんなに比率としては下がっていない、変わっていない。逆に副町長とか、町長になると、町長は0.34率でいくと高い。町長は0.24高い。いわゆる格差というか、議長を1とするとこういう風な算定基礎になるわけである。それでいくと先ほど言われていた資料7のバランスについて、この辺も比較の中では、町長はいくらが良いというのではなくて、一つのバロメーターとして、非常にきれいな線を引きしている。この線に近づけるのか、近づけないのかというのが、相対的な方向性の中の大きなポイントになってくるのではないか。結局は、今までも先ほど言われていたが、資料10の役員報酬の推移というものが、点付けで審議をしたからこういう形になったと思う。点付けでなくて、全体像を捉えた審議をしていけば、この先ほど言われたように市町村にならえればいいと言うのではなくて、ある部分ではすっきり見える数字になってくる。あるいはそういう体系が描かれてくる。それが今日の点付けでやっていると、今私が言ったように推移を見るというと、逆に言えば上の方が各議員より上がっているというような気がする。ただ問題は議員の給与がはたしてこれでのいいのかというのは、議員の給与をベースとして考えると1割2割どころではなくて、もっと下がってしまう。そうすると課長方はそれでいいのかという問題が出てくる。ただ相対的には、今まで何をもって今までやってきたのかというのが何もわからない。

委員：これは議員の意見を聞いて、ある程度作っているのか。

委員：でも最終的には給与条例だから議決である。

事務局：報酬審議会の委員の判断をいただき、最終的には答申が出る。その答申をどうするかは議員なり、町長の最終的な判断になって、必要と認めた場合、今言われたとおり条例改正の議案を出すことになる。

委員：今の情勢で見ると、定数3を減らして、それで財政改革とかそういうことをやったので、上げるのは難しい。絶対に難しいと思う。

委員：ただ、この条例は町長から教育長までか。教育長は使えないのか。

委員：どこに位置づけながら、例えば下げるというのか。例えば同じ下げるでも給与

ベースというか報酬ベースというのを確立するためには、ある部分こっちは下げて、ここは上げて、一つの形として近づけて、3年5年先にはある程度きれいな形に近づけていくというようなものであれば、今言われたこの時期で上げることについては、非常に一般町民からすれば何言っているんだとなってしまふ。けど、だから下げれば良いということで、点付けを下げたらまた同じこの資料10の報酬推移を考えないで、流れを考えないで、町長、副町長だけを点付けでやったらいつまで経ってもきちっとした体系が出てこないと思う。だから、必ずしも資料7の平均にいかなくても、まず平均に近づけていこうというような、ラインとして近づける必要があるので、上げる部分は上げ、下げる部分は下げるように5年計画ぐらいでやっていくというように、私も審議会の一委員としては、何を基準にしてあなた達を上げ下げしたんだというように、下げたことに賛成したのではなく、全体の中で問題があったから、それを3年から5年かけてやってくれという前提で私としては賛成したい。

委員：そうだと思う。このデータを基に決めていくわけであるから。

委員：そうでないと、町長と副町長だけ下げたことだけを捉えて賛成したということでは、賛成として出したくない。

委員：やはり町長から見て議長、副議長の線がちょっと下がり過ぎているというような感じがする。他の市町村の給料比較表で見た場合。

委員：結局は5市5町というのを基準にするかどうかところである。やはり多少町としてという性格の違いもあるというので。でも、5市5町でいくんだということであれば、それはそれでまったく寒川は町としては非常に財政規模も大きいし、人口規模も大きいし、市にだってなれるというようなことで、5市5町を平均値として使うというのは有りだと思う。ただ、去年の夏に北海道の小さな町で教育長を非常勤にするという条例を作り、そこは小さいので小学校1つ、中学校1つぐらいしかなかったと思うが、文科省としては昔からどこにも法律の根拠はない、法令の根拠はないけれども、非常勤で教育長は考えられないということで反対していたが、それでも条例としてはそれを議員提出の条例として通した。実際の任命の時はあまり突っ張ってしまっただけでななんだと思ったのか、常勤として任命したが。そうやって、なんとか財政的にリストラしようと、それは政策である。政策による財務である。だから、もし寒川にそういうなにか、この給料を通じてなにかの政策実現したいというようなことを含めて考えられるとしたら、ずっと平均にこだわる必要もないという気はする。ただ、それをするにはベース的な基礎がないので、どこからかの要望があつてとか、議会の中でそういった動きがあつてとか、住民の方からそういう運動があつてとか、そういうことがないとなかなかできないと思う。

委員：それは昨年冒頭から会議が始まったときに、町長の真の目的はなにということ
で、まさにそういうことだと思う。ただ、現状の給与体系の中で、今言われた
財源確保的な部分で非常勤制度を作っていくというのは、これはその市町村の
中で審議されてきたと思うし、その目的が財政危機に対してどうしていくか。
今回当初出てきたのは、いったい何のためにということがなかったというのが
一番問題であった。

委員：なるほど。そろそろ、大体今皆さんのお話を聞いていて、町長が希望している
減額のパーセントをやるか、それとも少しどうか。

委員：何パーセントというのは決まらないと思う。私はこういう考え方で減額とい
うのは基本的には賛成するけど、ただの減額じゃなくてというものがある。その
中で最終的に事務局としてまとめていただければと。

委員：これは我々の意見も会議録として公表していくので、その様な事についてかな
りいろいろな面に配慮した意見についても出てくることになる。

委員：それよりか、ちゃんと今日貰っている。議員を含めてという追加諮問をいた
だいているので、当然である。

委員：ですから、議員としては選挙前にどうして3人減らしたかということも、我々
も深く考えてやらないといけないのではないかという気もする。

委員：でも、議員からそういうことについて報酬審議会で、そこまで総額総予算の中
で確かに人件費が減ったことは事実ですが、過去の経緯でいろいろな団体から
も、自治会からも昨年定員削減の議会要望として出してる。一昨年も出して、
昨年も出したわけですけど、昨年は議会の方からこれについては議員提案で出
すから、要望を出さないでくれと、こういうような背景もあって、評価をする
という部分にはそれぞれの思惑があるから、あまり評価をしてしまうと受け
止め方としては良い部分もあれば、ある部分ではマイナス要素も反映されるか
ら、あまり議員に対する評価についてはあえて触れる必要はない。

委員：前回については、そのことで選挙が終わってからと話も出ていたので。

委員：ですからそれは報酬金額ということに対してであって、削減することに対して
の審議ではない。

委員：どちらかという、これは報酬のあるべき姿という意味で、諮問を受けた時に
どういう形が望ましいのかというものをデータから、また地域性というものか
あって、期待値というのももちろん含まれている中で、判断をしていきましょ

うということだと思ふ。

委員：何回か会議に参加させていただいて、その度に勉強させていただいてるという感じで、何もわからずに、何で給料を下げて、下げたいと言って下げた部分を何らかな形で問題提起になったり、またその部分をみんなが何かを感じてもらおうというようなことに、なんでみんなが賛成しないのか不思議でしょうがなかった。でも、いろいろそういう簡単なものではないんだと回を重ねることに実感したが、今回こういったいろいろな資料を見て、目で訴えるというのはすごい大きいと思えた。先ほどおっしゃいましたように、なだらかな線がこれがノーマルなんだろうと思う。それで先ほどおっしゃっていたように、減額に賛成ではなかったけれども、やはり一つのカーブを見たときに、やはりこのカーブをなだらかにするという微調整は必要なんではないかという意見に賛成です。やはりなだらかなという、この金額が違ってこのなだらかなカーブが描けるということがやはり必要だと思います。どこかで異常な調整があったために、線がぎくしゃくしていると思います。私は減額は最初から賛成なんですけれども、このカーブのなだらかな線に沿うための微調整は必要であるという意見に賛成します。

委員：どうですか。

委員：私は企業の方なので、やはり先ほど情勢である程度変動するという特別職の報酬推移ということで見れば、この逆行の中で上げるというのは絶対無理だと。やはり資料6の表を見れば、寒川町でいうと15万9千円で、これをどこまで下げるのか5市5町とのバランスを取るのか、町平均の間におさめるのか、というカーブになってくるんだと思う。先ほど点で論議されてますけども、単純に点で見ればそこへ落とすということになる。そうすると率的にはマイナス2.3か2.4になる。このぐらい下げなければ追いつかない。それが言われた整合性が後で取れるのかということなので、私は今の情勢から見れば下げてもそれは確かにおかしくない。ただ、先ほど言われたとおり意見で確かにこれが一番落ち着くのかと思う。

委員：どう思いますか。

委員：全資料を見ましたところ、多分数字を見る限りでは不自然なところはないのでこのままでも良いのかもしれないが、その理由としては市町村というのは、元々市の方は緩やかなカーブで築けるような財産があるからこういう風にできたが、町村に関しては、やはり町長に立っていただく方を考えたりとか、町の希望だとか夢だとかあるんだと思う。やはり企業で社長が給料が低かったらその会社に入りたくないですね。やはり魅力があるんだと思う。ただ、そうは言っても昨今の会社でいえば、会社の業績が悪ければ社長自らの給料は減らさな

ければいけないというのはある。個人的に言わせていただければ、本当は町長、副町長というのはフィックスしなくて、毎回変わるように考え方を逸脱して起こせるような仕組みがあると、多分こういう議論がなくてもいいのかもしれない。要は税金が受けられない、だから町長としての采配が悪かったと、だから年功としてこれだけという、そういう動き方が取れるともっとおもしろいと思う。それができないとすると、どちらに追随することがベターなのかということで、市のようななだらかなものを描くようなまちづくりをしていくのか、それとも意外ではないですけど、でっこみ引っ込みで思いがあるんでしょうけれども、ここには少しく置きたいと、給料をこうして欲しいとかということ、平均値も同じになってるということは、恐らく町村はそういう同じイメージを持っているんだと思う。寒川町を見ると寒川町では議員の定数が減ったので、ほぼ周りの市町村の分母と同じところと比べるとニア・イコールになった。今までは多かった。逆に言うとニア・イコールになったから、給料は多少は上げてもいいのかもしれないけども、そんなにいじる必要はないというイメージで、そして先ほどから議論が出ている緩やかなカーブを描くというところは、自然体として町長、副町長のところがその延長上で落ちてくれば、落としたいということになるので、その比率で落としてもらうとイメージが合うのかとそんな感じで私は受け止めています。あとは教育長のところが差としては一番落ちるんですが、そのところは市町村の考え方が当然あるので、そこはそこで反映してもらって、議会で議論してもらうということで、そこはやっぱり町民も手を挙げて町長になりたいとか、議員も町から出るわけですから、私たち外の人間がこの町のそういうところまで入り込めないで、ただ夢があると思いますので、いつかは子供達が見て町長がそんな給料が低いのかということ、なかなか財政が良いと言っているもそういうようなところを落とし込んだら、私どもも今給料が厳しいという中でも、極力従業員の給料とかそういうのは考えたくないということもあるので、そういう形で捉えれば町長が多少おっしゃられているところの自分で落とすということも落ちてくるだろうし、副町長まで落とせるかどうか。あと教育長は今回関係ないので、その辺をどうするかは別のところで考えてもらえれば良いかと思う。

委員：これはこうしてくださいというところまで決めてしまうのか。それとも希望だけでよしいのか。

事務局：一旦ここで結論を出していただけたらと思っている。その結論については、今会長もおっしゃっていたとおり、何パーセントということではなくて、報酬審議会の方針として、こういう時代の中で議員の部分についてはニア・イコールになってきたというお話をいただいたところですので、町長、副町長の部分を若干減額をしながら、このカーブをそろえるというようなご意見をいただいたと思いますが、手続き的には答申書という形で会長の方からいただく訳ですが、事前にご用意できませんので、その結論を文書にして、会長並びに副会長と相

談させていただきながら、まとめさせていただけたらと思うところですが。

委員：皆様のご意見を聞いて、今の事務局の提案でいかがでしょうか。

委員：結構です。

委員：その他の委員さんもよろしいでしょうか。それではそういうことで、なるべく平和的な解決をしていただいて。我々が今まで話をしていた内容も公表が出ると思うが、ちゃんと残してもらい、毎年の参考として頂きたい。これでよろしいか。

事務局：はい。結構です。大変お忙しい中、3回に渡りご審議いただきありがとうございました。先ほど申し上げさせていただいた方向で会長、副会長の方にご相談させていただき、まとめさせていただく。
本日は大変ありがとうございました。